

山口県報

令和3年
11月5日
(金曜日)

目 次

- 告示
生活保護法に基づく施術機関の指定（厚政課）
○教委規則
山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則



山口県告示第三百二十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定により、医療扶助のための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和三年十一月五日

施術者の氏名	施設名称	所在地	山口県知事	村岡 嗣 政
重村 周正	重村鍼灸院	周南市大字榎ヶ浜五一八の一	令和三年	九月、一七



山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十一月五日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第十四号

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則

山口県立高等学校等の管理に関する規則（昭和三十二年山口県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十四条」を「第二十四条の二」に改める。

第六章中第二十四条の次に次の一条を加える。

（単位制による課程についての特例）

第二十四条の二 高等学校の単位制による課程（学年による教育課程の区分を設けない全日制の課程、定時制の課程及び通信制の課程をいう。以下同じ。）については、第十九条第一項の規定にかかわらず、教育上支障がないと認めるときは、学期の区分に従い、入学又は編入学を許可することができる。

2 高等学校の単位制による課程については、前条の規定にかかわらず、教育上支障がないと認めるときは、卒業の時期を九月とすることができる。

別表の1の表山口県立柳井高等学校の項中「140」を「130」に改め、同表山口県立熊毛南高等学校の項中「90」を「80」に改め、同表山口県立光高等学校の項を次のように改める。

山口県立光高等学校	光 市本 校	普通科	3	160	夜	普通科 ² / ₄	3又は 1							定時制課程普通科は、令和 4年度から生徒募集を停止 する。
		総合学 科	3	80										

別表の1の表山口県立下松高等学校の項中「160」を「180」に改め、同表山口県立徳山高等学校の項中「240」を「260」に改め、同表山口県立新南陽高等学校の項中「140」を「160」に改め、同表山口県立防府高等学校の項中「220」を「240」に改め、同表山口県立防府商工高等学校の項及び山口県立山口高等学校の項を次のように改める。

山口県立防府商工高等学校	防 府 市本 校	商業科	3	120	夜	普通科 ³ / ₄ 又は 2	1							定時制課程普通科は、令和 4年度から生徒募集を停止 する。
		情報処 理科	3	40										
山口県立山口高等学校	山 口 市本 校	機械科	3	80	夜	普通科 ³ / ₄ 又は 2	1							定時制課程普通科及び ² / ₄ に 通信課程普通科及び衛生看 護科は、令和4年度から生 徒募集を停止する。
		普通科	3	260										
山口県立山口高等学校	山 口 市本 校	理数科	3	40	夜	普通科 ³ / ₄ 又は 2	1							定時制課程普通科及び ² / ₄ に 通信課程普通科及び衛生看 護科は、令和4年度から生 徒募集を停止する。
		普通科	3	35										

別表の1の表山口県立山口中央高等学校の項の次に次のように加える。

山口県立山口松風館高等学 校	山 口 市本 校				夜	普通科 ³ / ₄ 以上	40	40	400					
						普通科 ³ / ₄ 以上	40							

別表の1の表山口県立宇部西高等学校の項中「120」を「105」に改め、同表山口県立宇部工業高等学校の項から山口県立厚狭高等学校の項までを次のように改める。

山口県立宇部工業高等学校	宇 部 市本 校	機械科	3	35	夜	機械科 ⁴ / ₄	1							定時制課程機械科は、令和 4年度から生徒募集を停止 する。
		電子機 械科	3	35										
山口県立小野田高等学校	山陽小野田市本 校	電気科	3	35	夜	普通科 ³ / ₄ 又は 2	1							定時制課程普通科は、令和 4年度から生徒募集を停止 する。
		化学工 業科	3	35										
山口県立厚狭高等学校	山陽小野田市本 校	普通科	3	80	夜	商業科 ³ / ₄ 又は 2	1							北校舎及び南校舎を置く。 定時制課程商業科は、令和 4年度から生徒募集を停止 する。
		総合学 科	3	35										

別表の1の表山口県立長府高等学校の項中「125」を「135」に改め、同表山口県立下関南高等学校の項中「130」を「160」に改め、同表山口県立下関北高等学校の項中

「90」を「80」に改め、別表の4の表山口県立山口南総合支援学校の項を次のように改める。

山口県立山口南総合支援学校	山 口 市 本 校	3	25	6	3	普通科	3	—	高等部普通科は、定員を定めない。 高等部産業科は、令和4年度から生徒募集を停止する。
						産業科	3	8	
						職業実践科	3	—	
3									
16									

別表の4の表山口県立宇部総合支援学校の項を次のように改める。

山口県立宇部総合支援学校	宇 部 市 本 校			6	3	普通科	3	—	高等部普通科は、定員を定めない。 高等部産業科は、令和4年度から生徒募集を停止する。
						産業科	3	—	
						職業実践科	3	16	

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

令和三年十一月五日
発行

発行人

山口県知事